

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

平成 29 年税制改正②～所得税

Q 昨年 12 月に平成 29 年税制改正大綱が発表されました。この中で、所得税に関する改正のポイントはなんですか？

解説

平成 28 年 12 月 8 日に平成 29 年税制改正大綱が発表されました。所得税に関する主な改正のポイントは下記です。

1. 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

- ①所得控除額 38 万円の対象となる配偶者の給与収入金額の上限が **150 万円** (合計所得金額 **85 万円**) に引き上げられました。
- ②納税者本人に所得制限が導入され、**給与収入金額 1120 万円** (合計所得金額 **900 万円**) で控除額が逡減を開始し、**1220 万円** (合計所得金額 **1000 万円**) で消失します。

2. 積立NISAの創設

積立・分散投資に適した一定の投資信託に対して定期かつ継続的な方法で投資を行う「積立NISA」が創設されます (**年間投資上限額 40 万円**、**非課税期間 20 年**)。現行のNISAとは選択適用となります。

項目	現行NISA	積立NISA
対象者	20歳以上の居住者等	居住者等
非課税年間投資上限額	120万円(平成27年分以前は100万円)	40万円
非課税期間	投資した年から最長5年間	投資した年から最長20年間
投資可能期間	平成26年から平成35年	平成30年から平成49年
非課税対象	上場株式、上場新株予約権付社債 公募株式投資信託、ETF、REITなど	公募等株式投資信託(※1)
口座の解説と勘定の設定	非課税口座を開設 非課税管理勘定を設定	非課税口座を開設 累積投資勘定を設定

(※1) 株式投資信託でその受益権が金融商品取引所に上場等がされているもの又はその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたもの。

要するに…

今回の税制改正で、女性の社会進出をうながすために配偶者控除の適用を受けられる、いわゆる「103万円の壁」の見直しがなされました。ただ、**社会保険の「130万円の壁」**のほうが、影響が大きいので、その部分の改正がなされないと実質的には以前と変わらないという意見もあります。